

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルデアイブ	食糧援助に関する日本国政府と モルデアイブ共和国政府との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	380,000千円 H22.3.31まで	H21.3.19 コロンボ (スリラン カ)で (同日)	日本側 嶋崎郁在モルデアイ ブ臨時代理大使(スリラン カ兼轄) モルデアイブ側 アリ・フセ イン・デインデインスリラン カ モルデアイブ高等弁 務官	H21.4.6 173号
モルデアイブ	食糧援助に関する日本国政府と モルデアイブ共和国政府との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	340,000千円 H22.9.30まで	H21.9.15 ヤレで (同日)	日本側 高橋邦夫在モルデ アイブ大使 アフメド・ モルデアイブ側 アフメド・ シヤヒー卜外務大臣	H21.10.5 492号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、_____と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。